

⑨その他

生活支援ファイル「はっぴいのと」

途切れのないより良い支援が受けられるよう、
家族と支援者を結ぶツールです



生活支援ファイル「はっぴいのと」は、障がいや発育・発達に心配なことがある子どもの成育を記録するファイルです。乳幼児から青年期のライフステージを通して、関係機関が正確な情報を共有し、継続的な支援が受けられるように、発達と成長の記録を一冊にまとめるためのものです。障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの保護者で、希望する人に※ペアレントメンターがお渡します。18歳以下で、次の①または②に該当する子どもの保護者。

(18歳以上の保護者の方はご相談ください。)

- ① 津市に在住または在学の障がいのある子ども
- ② 津市に在住または在学中で、発育・発達に心配なことがある子ども

※ ペアレントメンターの役割

- ① 同じ親として、仲間の子どもの障がい理解や障がい受容への支援を行います。
- ② 自閉症などに関する情報・地域の情報などの提供を行います。
- ③ 「はっぴいのと」の作成支援を行います。



三重県自閉症協会 津ブロック
はっぴいのと担当 { みんぐる }

(津市地域障がい者相談支援センター内) ☎:059-272-4554

津市障がい福祉課 ☎:059-229-3157

談 (相談内容から探す)

児童 (障がい児) 福祉サービス (制度)

- 子育て支援の制度を知りたい ⇒ ② 健康づくり課 (保健センター) (P7)
② 子ども支援課 (P7)
- 障がい児の福祉サービス (制度) について知りたい ⇒ ② 子ども支援課 (P8)
④ 障がい福祉課 (P11)
④ 障害児相談支援事業所 (P12)
- 子ども (障がい児等) のことで、どこに相談したら良いかわからない ⇒ ② 子ども支援課 (P8)

障がい福祉サービス (制度)

- 障がい者の福祉サービス (制度) について知りたい ⇒ ④ 障がい福祉課 (P11)
④ 特定相談支援事業所 (P12)
④ 津市地域障がい者相談支援センター (P13)

いろいろな相談

- 高次脳機能障害について相談したい ⇒ ③ 高次脳機能障害支援拠点機関 (P11)
- 生活全般について相談したい
○ 家族が一時的に休息したい ⇒ ④ 障がい福祉課 (P11)
④ 特定相談支援事業所 (P12)
④ 津市地域障がい者相談支援センター (P13)
- 就業や生活のことで相談したい
○ 働きたいと思っているが、どうしたらよいかかわからない ⇒ ⑤ 津市地域障がい者就業・生活支援センター「ふらっと」 (P14)

成長に合わせた相談と支援機関

	誕生～保育所・幼稚園			小学校	中学
年齢	誕生	3歳	6歳	12歳	
① 病院・医療機関など	かかりつけ医 ・ みえ歯トネット 三重県立子ども心身発達医療センター（子どものこころの				
② 津市の子育て相談・発達・療育・教育などについての相談	健康づくり課（保健センター）				
	子育て推進課		こども支援課		
	保育所・認定こども園等		学校教育課・教育研究支援課		
	幼稚園		義務教育学校		
	子育て支援センター		小学校		中学
	幼稚園部（ほ・ろろ）		特別支援学級		特別支援
			特別支援学校 小学部		特別支援 中学
津市教育委員会					
③ 福祉・療育発達など専門相談（三重県）	中勢児童相談所 三重県自閉症・発達障害支援センター 高次脳機能障害支援拠点機関（三重県身体障害者総合福				
④ 障がいについての一般的な相談	障がい福祉課				
	障害児相談支援事業所（～18歳）				
	身体・知的障害者相談員				
⑤ 就業（働くこと）についての相談					
⑥ 児童期の福祉サービス事業	児童発達支援センター（津市）		放課後等デイサービス事		
	児童発達支援事業所				
⑦ 障がい福祉サービス事業	障がい福祉サービス事業所（介護給付）				
⑧ 地域生活支援事業	日中一時支援事業所（就学時間を除く）				
⑨ その他	生活支援ファイル“はっぴいのと”（みんぐる、三重県自閉				
	誕生	3歳	6歳	12歳	

⑦障がい福祉サービス事業

障がい福祉サービス事業（介護給付）

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 同行援護
- 重度障害者等包括支援
- 療養介護
- 施設入所支援
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 短期入所（ショートステイ）
- 生活介護

障がい福祉サービス事業（訓練等給付）

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 共同生活援助（グループホーム）

利用を希望される場合は、申請手続きなどが必要となります。

津市障がい福祉課の窓口 ☎：059-229-3157

または、各総合支所窓口までお問い合わせください。相談については津市地域障がい者相談支援センターでも受け付けています。

⑧地域生活支援事業

日中一時支援事業

障がい児・者等の日中（就学中の児童は就学時間を除きます。）の活動場所を確保し、家族の就労支援及び家族の一時的な休息を目的としています。

移動支援事業

重度の障がいのある方などの外出に際し支援を行います。

利用を希望される場合は、申請手続きなどが必要となります。

津市障がい福祉課の窓口 ☎：059-229-3157

または、各総合支所窓口までお問い合わせください。相談については津市地域障がい者相談支援センターでも受け付けています。